

京都市特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（以下「規則」という。）及び京都市子ども・子育て支援法施行条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、学校教育法及び規則の例による。

(特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部の確認)

第3条 法第7条第10項第1号に規定する認定こども園、同項第2号に規定する幼稚園及び同項第3号に規定する特別支援学校に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（特定教育・保育施設以外の幼稚園等）（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(認可外保育施設の確認)

第4条 法第7条第10項第4号に規定する施設に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（認可外保育施設）（第2号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(預かり保育事業の確認)

第5条 法第7条第10項第5号に規定する事業に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（在園児の預かり保育事業）（第3号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(一時預かり事業の確認)

第6条 法第7条第10項第6号に規定する一時預かり事業に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（一時預かり事業）（第4号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(病児保育事業の確認)

第7条 法第7条第10項第7号に規定する病児保育事業に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(病児保育事業)(第5号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(子育て援助活動支援事業の確認)

第8条 法第7条第10項第8号に規定する子育て援助活動支援事業に係る法第58条の2の規定に基づく確認申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(子育て援助活動支援事業)(第6号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認事項の変更の届出)

第9条 法第58条の5の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認事項の変更の届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認事項変更届出書(第7号様式)によるものとする。

2 前項の届出には、確認事項の変更内容を証する書類を添付しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)

第10条 法第58条の6の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退は、特定子ども・子育て支援施設等辞退届出書(第8号様式)によるものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第3条から第10条までの規定は令和元年10月1日から、その余の規定は決定の日から施行する。

(準備行為)

2 確認の申請その他確認に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することが

できる。